

# 講習時間の一部免除を受けようとする時の受講資格の証明について

## 1.「玉掛け特別教育修了者で6ヶ月以上の玉掛け業務経験を有する者」の証明に必要な事項

- ① 受講申込書にある事業所証明欄に  
「特別教育修了日」、「業務経験等」、「クレーンのメーカー、型式、能力、所有者名、荷の種類」  
(つり上げ荷重1ト未満)の記入。
- ② 申込書に記載した  
「保有している(つり上げ荷重1ト未満)クレーンの特定自主検査結果」の写しの添付。
- ③ 「玉掛け特別教育修了証」又は「事業主発行の玉掛け特別教育修了証明書」の写しの添付。

## 2.「1トン以上の玉掛け業務補助に6ヶ月以上従事の業務経験」の証明に必要な事項

クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1ト以上のものの玉掛けの補助作業の業務の事をいう。

- ① 玉掛けの補助作業の**実務経験証明書**の添付。  
※実務経験証明書に関しては決まったフォームはありませんが、当講習所にて作成したのものも有ります。
- ② 「主玉掛け者の玉掛け技能講習修了証」の写しの添付。
- ③ 「業務に使用したクレーンの特定自主検査」の写しの添付。

## 3.「クレーン等の運転特別教育修了者で6ヶ月以上のクレーン等運転従事者」の証明に必要な事項

- ① 受講申込書にある事業所証明欄に  
「特別教育修了日」、「業務経験等」、「クレーンのメーカー、型式、能力、所有者名、荷の種類」  
(つり上げ荷重5ト未満)の記入。
- ② 申込書に記載した  
「保有している(つり上げ荷重5ト未満)クレーンの特定自主検査結果」の写しの添付。
- ③ 「クレーン等の運転特別教育修了証」又は  
「事業主発行のクレーン等の運転特別教育修了証」の写しの添付。

講習での資格免除については、それぞれ上記の書類が必要になります。

申込書欄に入りきらない場合は、決まったフォームはございませんので別添にて対応願います。